○福岡県社会教育委員に関する条例

昭和二十四年九月三日

福岡県条例第七十一号

〔福岡県社会教育委員の定数及び任期に関する条例〕を、次のように制定する。

福岡県社会教育委員に関する条例

(平二五条例六〇・改称)

第一条　社会教育法第十五条の規定により、福岡県教育委員会に社会教育委員(以下委員という。)を置く。

第二条　委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。

(平二五条例六〇・追加)

第三条　委員の定数は十人以内とする。

(昭五七条例一九・一部改正、平二五条例六〇・旧第二条繰下、平三一条例一二・一部改正)

第四条　委員の任期は二年とする。但し、補欠の委員は前任者の残任期間在任とする。

(平二五条例六〇・旧第三条繰下)

第五条　委員は、その事情により任期中であつてもこれを解嘱することができる。

(平二五条例六〇・旧第四条繰下)

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(昭和五七年条例第一九号)抄

(施行期日)

1　この条例は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附　則(平成二五年条例第六〇号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附　則(平成三一年条例第一二号)抄

この条例は、平成三十一年七月七日から施行する。